

復興大臣

平野 達男 様

要 望 書

福島県いわき市長

渡辺 敬夫



## <要望項目>

- 1 双葉郡からの避難者受入等に係る課題について
  - (1) 新たな制度の構築等について . . . . . P 1
  - (2) 意思形成過程への本市の参画について . . . . . P 1
  
- 2 復興交付金制度について
  - (1) 事業着手までの長期にわたる煩雑な手続き等の改善 . . . . . P 2
  - (2) 使い勝手の改善 . . . . . P 2
  - (3) 基幹事業の追加・事業内容の拡充 . . . . . P 3
  
- 3 復興特区に係る税の優遇措置の拡大について . . . . . P 5
  
- 4 復興整備計画について . . . . . P 6
  
- 5 福島復興局いわき支所の充実について . . . . . P 6
  
- 6 本市の基幹的な社会基盤の整備について
  - (1) 福島県浜通り地域の復興を支える一般国道6号・49号の整備促進  
(一般国道6号勿来バイパスの新規事業化を含む) について . . P 7
  - (2) 常磐自動車道の早期仙台延伸について . . . . . P 7
  - (3) 常磐自動車道及び磐越自動車道の利用料金の無料化について . P 8
  - (4) 重要港湾小名浜港の整備促進について . . . . . P 8
  
- 7 被災住宅等に係る支援について
  - (1) 一部損壊住宅への支援 . . . . . P 9
  - (2) 宅地被害への支援 . . . . . P 9
  
- 8 国等の関係機関の設置について . . . . . P 9

# 1 双葉郡からの避難者受入等に係る課題について

## (1) 新たな制度の構築等について

新聞報道等によれば、帰還困難区域に指定される見通しの双葉町、大熊町、富岡町、浪江町が災害公営住宅を含む「仮の町」を検討中であるとされ、本市を候補地とする意向が強いと聞き及んでおります。

しかしながら、既に2万人を超える避難者を受け入れている本市では、市民が民間アパートを借りる際、予約待ちが数十人に上るなど、住宅事情が逼迫した状況にあります。

そのような中で、双葉郡内の統一的な方針や帰還に向けた工程もなく、それぞれの自治体の一方的な都合で、相談等が寄せられ、国や県からの情報提供もなく、本市としては非常に困惑しているところであります。

双葉郡からの避難住民への対応については、災害公営住宅の整備に係る課題のみならず、「仮の町」の動向が本市の将来の都市計画をはじめ、財政、地域コミュニティ、市民感情などにも多大な影響を及ぼすこと、さらには自治体の中に他自治体が存在するという地方自治法が想定していない課題であることから、国、県がこの重要課題に対峙し、しかるべき制度を構築するなど、適切な対応をお願いいたします。

## (2) 意思形成過程への本市の参画について

国においては、双葉郡8町村と県との意見交換会を実施し、双葉郡の避難者の帰還に向け、避難区域の見直しや除染に伴う中間貯蔵施設などについて協議されているようではありますが、多数の避難者を受け入れている本市への情報提供や協議はなされておられません。

このようなことから、「仮の町」に対する制度設計に当たりましては、当該意思形成過程に本市も参画させていただきたい。

## 2 復興交付金制度について

### (1) 事業着手までの長期にわたる煩雑な手続き等の改善

復興交付金制度について、先般、第1次申請に対する交付可能額の通知をいただいたところであり、本市としては概ねの事業を承認いただき、感謝申し上げます。

しかしながら、第1次申請時には、ヒアリングから交付決定まで、約2ヶ月半以上を要していることから、被災地の早期復興のため、事務処理が1ヶ月程度で完了するよう手続等の改善をお願いいたします。

### (2) 使い勝手の改善

復興交付金活用の前提として、著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興や、地域の特性に即して自主的かつ主体的な復興に資することを目的に、被災自治体が復興交付金事業計画を作成し、国に提出する必要があります。

当該交付金の制度要綱上、著しい被害からの面的な復興に資する事業であることが要件となっておりますが、第1次申請の査定結果から、内陸部における事業については、過剰とも思える理由付けが求められており、国の事業の採択へのハードルは相当高いと認識したところであります。

しかし、広域多核都市である本市は、沿岸域において甚大な津波被災を被ったほか、4月の大規模余震により中山間地域の田人地区でも断層被害が発生するなど、市内各所で8万棟を超える家屋等が何らかの損傷を受け、市内全域における対策が必要不可欠となっております。

従って、被災自治体の中で、復興交付金制度の適用に関して、地区間における不公平が生じることのないようにするとともに、単なる復旧にとどまらず、真の意味の復興が成し遂げられるよう、本市全域での活用を可能としていただきたい。

### (3) 基幹事業の追加・事業内容の拡充

復興交付金制度について、現在、国より示されている基幹事業には、津波被災地の安全確保のために必要な施設整備等が盛り込まれていないことから、被災自治体の負担が増えることが想定されるため、次の事業について、基幹事業としての追加及び事業の拡充をお願いいたします。

#### ① 海岸保全施設整備

津波防御の最も基本となる海岸堤防整備については、災害復旧において措置されることから基幹事業に位置付けられておりませんが、位置の変更や津波対策に伴うゲートの設置については、災害復旧の対象外であり、被災自治体の負担となるため、津波対策として実施する海岸堤防整備について基幹事業として追加をお願いいたします。

#### ② 河川管理施設整備

今回の津波被災においては、海岸堤防の越流に加え、津波が河川を遡上し被害を拡大させた状況があるため、堤防の嵩上げなどの対策工を実施する必要がありますが、これらについては、災害復旧の対象外であり、被災自治体の負担となるため、津波対策として実施する河川管理施設整備（普通河川を含む）について基幹事業へ追加をお願いいたします。

#### ③ 造成宅地滑動崩落緊急対策事業の拡充

造成宅地滑動崩落緊急対策事業については、宅地を形成する擁壁等の復旧も含めた一体的な対策工事については、補助の対象とされておりましたが、被災者からの要望もあり、また、これにより一日も早い地域復興の促進が図られることから、本事業により、宅地を形成する擁壁の復旧や宅地整地も一体的に対応できるよう、弾力的な取扱いとなるよう配慮をお願いいたします。

#### ④ 庁舎整備（耐震化含む）

今回の大震災により、多くの自治体の庁舎において、様々な被害が生じたところであります。

これらのうち、自治体の本庁舎に関しては、国の災害復旧メニューにより応急復旧に要する経費が補助されるのみであり、新たに整備することはもちろん、安全性の向上を図るための耐震補強を講じることさえできません。

さらに、支所等の出先機関の庁舎については、そもそも災害復旧メニューの対象外であり、応急復旧に要する経費ですら被災自治体の負担となっております。

本市では、本庁をはじめ勿来支所などの庁舎において甚大な被害が生じたところであり、かつ、耐震性に乏しいため、施設の維持のため所要の整備を図る必要があります。

国においては、庁舎整備は、自治体の単独事業で整備すべきというのが基本的な方針であると聞き及んでおりますが、被災自治体において本庁・各支所は、いわば復興の司令塔の役割を果たすとともに、災害時には、災害対応の拠点となるため、甚大な被害が生じ、かつ、耐震補強を要するものを整備対象とする基幹事業の追加創設を強く要望いたします。

### 3 復興特区に係る税の優遇措置の拡大について

復興特区制度は東日本大震災からの復興を図るべく、前例や既存の枠組みに捉われず、税制上の特例をはじめとした各種特例を地域限定で適用するものとして大々的に報じられたため、被災地の企業等は非常に大きな期待を持っておりました。

しかしながら、実際の税の優遇措置は、適用する地域と業種を絞り込んだうえに、メニューごとに条件が付されたため、震災により経営基盤が弱まった既存企業に適用される優遇措置は限定的であります。

当初の国の広報やマスコミ報道等では、税制上の特例の中でも最も有利な優遇措置である“法人税の無税化”の印象が強く、被災地の企業等の期待も大きかっただけに、実際の特例措置が明らかになるにつれ、既存企業等の復興特区制度に対する失望感が広まっており、市町村がその不満を受け止めている状況にあることから、既存企業等への税の優遇措置の拡大をお願いいたします。

## 4 復興整備計画について

復興特区法に定める3つの計画（復興整備計画、復興交付金事業計画、復興推進計画）は、一体のものとして作成することが、制度上認められていることから、復興特別区域基本方針の“被災した地方公共団体の負担を極力減らし、迅速な対応を可能とする”といった理念に基づき、既に復興交付金事業計画において国の内示等を受けている事業については、被災した地方公共団体の負担を極力減らすため、弾力的な制度運用を図っていただきたい。

## 5 福島復興局いわき支所の充実について

津波や地震により甚大な被害を受けた地域に、復興庁の支所を設けるととされ、本市にも「福島復興局いわき支所」を設置していただいたことに対して、感謝申し上げます。

しかしながら、現時点において、「福島復興局いわき支所」に係る事務分掌及び権限が明らかとなっていないことや、職員配置が十分ではないこともあり、真に「復興に向けたワンストップサービスの場」となり得るか懸念されることから、被災地の早期復興に向け、権限を強化するとともに、十分な職員配置を行っていただきたい。

## 6 本市の基幹的な社会基盤の整備について

### (1) 福島県浜通り地域の復興を支える一般国道6号・49号の整備促進 (一般国道6号勿来バイパスの新規事業化を含む) について

今後再び、同規模の津波等による災害が生じても、市民が安全・安心に避難できるよう、福島県と茨城県を結び広域避難道路の役割を担う一般国道6号勿来バイパスの新規事業化を強くお願いいたします。

また、当市の主要幹線道路である一般国道6号常磐バイパス、一般国道6号久之浜バイパス及び一般国道49号平バイパス・北好間改良事業等の直轄国道バイパスは、本県浜通り地域の復興再生を支える極めて重要な主要幹線道路でありますので、さらなる整備促進に向けて、予算の拡充が図られるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

### (2) 常磐自動車道の早期仙台延伸について

常磐自動車道は、首都圏と太平洋沿岸地域の産業・経済・文化などの発展と地域住民の福祉の向上を実現するための重要な高速自動車国道であります。

去る平成23年3月11日の東日本大震災において、常磐自動車道は、本県浜通り南部地域の住民の避難や災害応急対策に必要な人員、物資などの輸送路として重要な役割を果たしたところであります。

今後、当市が南東北の拠点都市として他地域との交流拡大を図りながら、震災からの早期復興を遂げるためにも、常磐自動車道の早期仙台延伸について要望いたします。

### **(3) 常磐自動車道及び磐越自動車道の利用料金の無料化について**

被災地においては、ようやく、観光インフラが再整備され、これから、観光誘客による、観光振興、ひいては、地域経済の活性化に向け、本格的な取り組みをスタートさせる所です。

高速道路の無料措置は、原発災害による風評被害を受けている本市にとっては、観光誘客の鍵を握っているものと考えており、被災地の観光振興の観点から、平成24年3月末に終了した常磐自動車道及び磐越自動車道の利用料金の無料化措置の復活をお願いいたします。

### **(4) 重要港湾小名浜港の整備促進について**

福島第一原子力発電所事故により、火力発電所の重要性が増す中、国際バルク戦略港湾の選定を受けた小名浜港としては、平常時のみならず非常時においても、火力発電所での燃料のひとつである石炭の安定的、広域的な供給拠点としての役割が求められていることから、現在整備中の東港地区については、岸壁の大水深化と岸壁、荷役機械及び野積場の一体的な耐震強化を含め、早期供用開始に向けた整備を促進されるようお願いいたします。

## 7 被災住宅等に係る支援について

### (1) 一部損壊住宅への支援

東日本大震災により、本市では、8万棟以上の住宅が被害を受けたところであり、このうち全壊・大規模半壊・半壊となった約3万8千棟については、義援金の支給等支援が行われるのに対し、一部損壊となった住宅については、住宅補修に係る支援制度がない状況にあります。

本市においては、4万棟を超える住宅が一部損壊となっており、市単独の支援を行った場合、財政負担が多くなることから、国による一部損壊住宅を対象とした支援制度の構築を要望いたします。

### (2) 宅地被害への支援

宅地被害を受けた被災者の多くは住宅も被害を受けていますが、住宅に関しては、被災者生活再建支援制度などの支援はあるものの、液状化を含め宅地に対する給付型の支援制度は存在しません。

このため、被災宅地を被災者自ら復旧する場合、被災者の負担軽減策を図るため、既存制度の拡充や復旧工事に要する費用の助成制度の構築を要望いたします。

## 8 国等の関係機関の設置について

本市の復旧・復興の推進を図るため、「放射線医療に係る研究・医療機関」、国や東京電力(株)による相談・受付窓口や損害賠償に係る和解・仲介の手続を実施する「原子力損害賠償紛争解決センター」、さらには「風力発電設備に係る国際認証機関」や「産業総合研究所」など、本市の復旧・復興に資するこれら施設について、その機能が最も効果的に発揮される本市への設置をお願いします。

